

第3期岡山県障害者計画
だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン
概要版
(最終案)

平成28年2月
岡山県

目 次

第1章 総論	1
I はじめに	1
II 計画の性格及び位置付け	1
III 計画の期間	1
IV 計画の推進体制	1
V 計画の基本理念	2
VII 障害のある人の現状	2
VI 施策の体系	3
VIII 障害保健福祉圏域の設定	4
第2章 施策の概要	5
I 啓発・広報・社会参加	5
II 生活支援	7
III 生活環境	11
IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等	12
V 雇用・就業、経済的自立の支援	15
VI 保健・医療	17
VII 情報アクセシビリティ	20
VIII 安全・安心	22
IX 差別の解消及び権利擁護の推進	24
第3章 数値目標	26

第1章 総論

I はじめに

岡山県では、平成11年4月に、平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」を策定し、本県の障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

その後、平成22年度に改定した「第2期岡山県障害者計画～だれもが自分らしく暮らせる社会をめざして～」(平成23年度～平成27年度)の計画期間満了に伴い、次期計画となる「第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)」を策定するものです。この概要版は、「第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)」の内容のうち、重点施策等の主な概要についてまとめたものです。

II 計画の性格及び位置付け

ア この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」(都道府県障害者計画)として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

イ 改定にあたっては、平成25年度に策定された国の「第3次障害者基本計画」を基本として、本県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」を踏まえたものとなっており、関連する他の県計画との整合性も図っています。

また、昨年度、障害のある人を対象に実施したアンケート、及び今年度、一般県民を対象に実施したアンケートの結果も踏まえて、障害のある人の現状や障害者団体の意見を反映し、岡山県障害者施策推進審議会や県議会に諮りながら策定します。

ウ 本計画の全体構成は、各分野の施策の展開について、現状と課題を分析し、重点施策と主要事業を記載します。また、第3章として、分野別施策ごとに事業一覧を作成し、施策の全体像を分かりやすくするとともに、計画の着実な推進を図るため、新たに「数値目標」を加えます。

- 第1章 総論(基本理念・施策の体系等)
- 第2章 施策の展開(現状と課題・重点施策と主要事業)
- 第3章 事業一覧
- 第4章 数値目標

III 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象とします。

IV 計画の推進体制

県では、今後、この計画に基づき、障害のある人のための施策の充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。また、岡山県障害者施策推進審議会において、この計画に定める内容の進行管理や検証等を行うとともに、この計画の推進に必要な対策等についても継続的に検討を行っていきます。

V 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害のある人に社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを基本理念とし、必要な障害福祉サービス等の充実を図っていきます。

引き続き、重点的な視点としてノーマライゼーションの考え方にに基づき、「岡山県障害者長期計画」及び「第2期岡山県障害者計画」の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」の3つを施策体系の柱とします。

VI 障害のある人の現状

(1) 岡山県における障害のある人の現状

区 分	身体障害のある人	知的障害のある人	精神障害のある人		難病患者
	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	(参考) 厚生労働省 患者調査 平成23年	特定疾患医療受給者証所持者 特定医療費(指定難病)受給者証所持者
	平成27年3月31日	平成27年3月31日	平成27年3月31日		平成27年3月31日
	80,429	15,704	10,793	約79,000	16,528
手帳所持者計	106,926				—

(2) 本計画における障害のある人(障害者)の定義

この計画の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含みます。)その他の心身の機能の障害がある人(難病患者等)であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、第2章「施策の展開」以降の具体的事業の対象となる障害のある人(障害者)については、それぞれの事業の根拠となる法令等の規定により、その範囲が定められます。

【障害者基本法第2条抜粋】

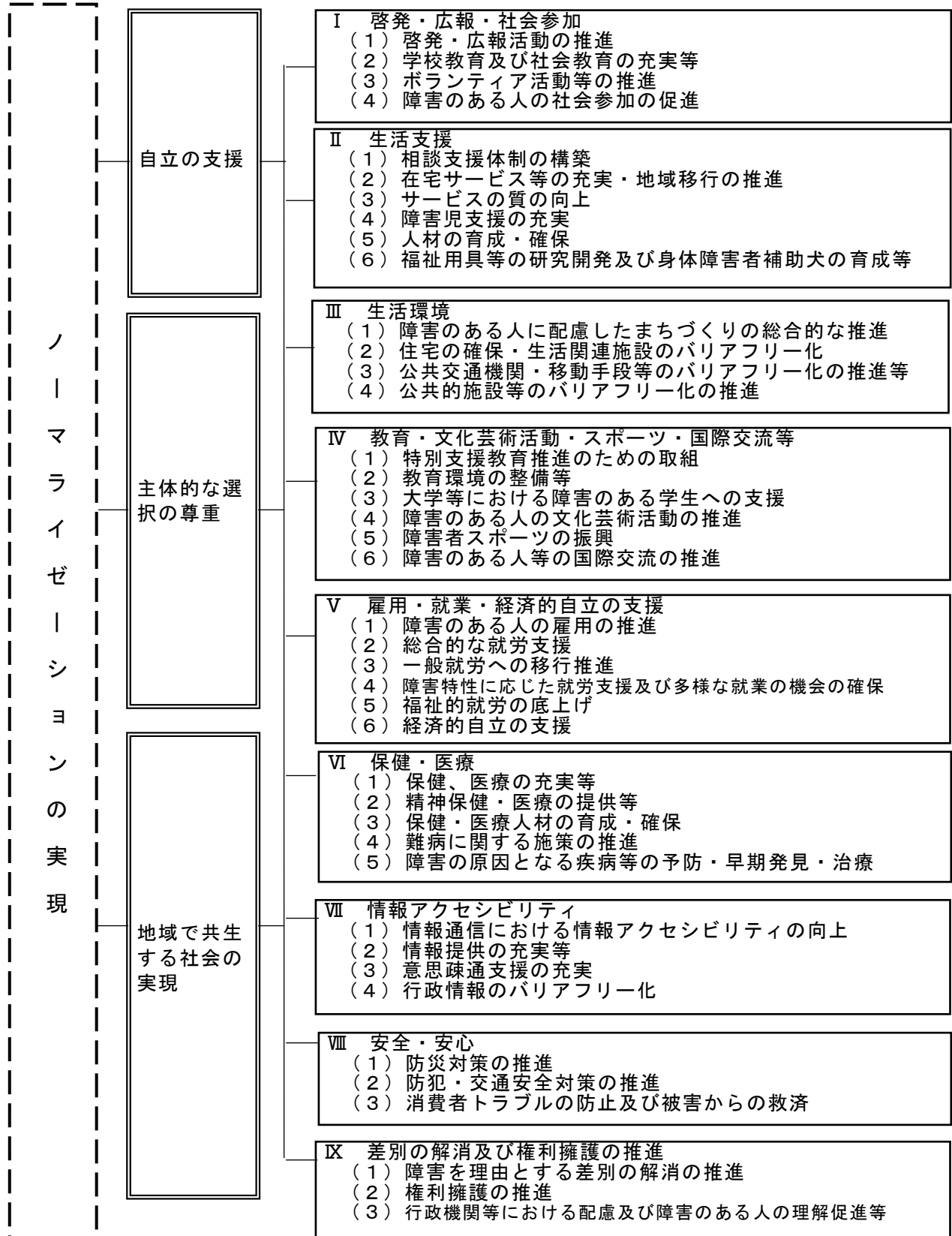
1 障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 社会的障壁

障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

VII 施策の体系



VIII 障害保健福祉圏域の設定

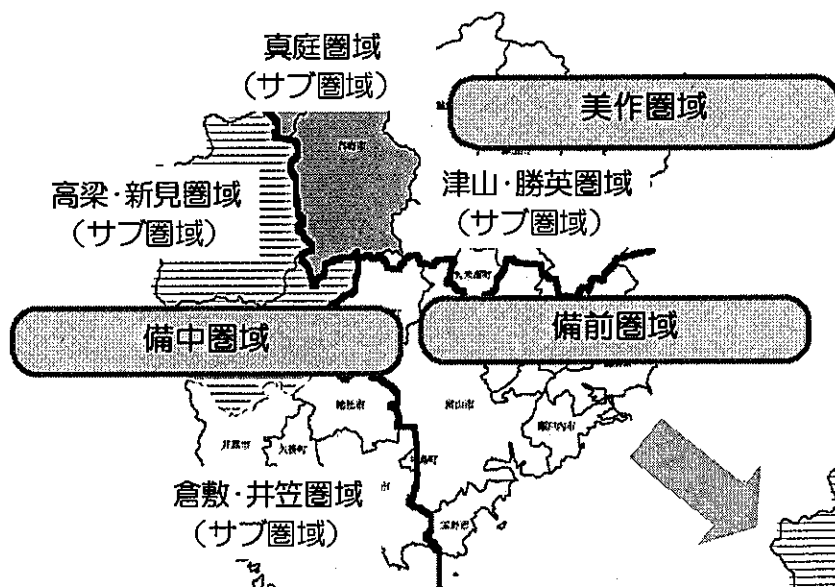
現在の障害福祉は、障害のある人に身近な行政である市町村が、障害のある人のニーズを的確に把握した上で、主体的に取り組んでいくことが基本となっていますが、複数の市町村による広域的な取組が必要な場合もあります。

これまで、本県では、「備前」・「備中」・「美作」の3つの障害保健福祉圏域を設定し、広域的なサービス提供網の構築を図ってきました。また、「岡山県保健医療計画」の二次医療圏等が5圏域に分かれていること等を考慮して、備中圏域に「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」を、美作圏域に「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を設定していました。

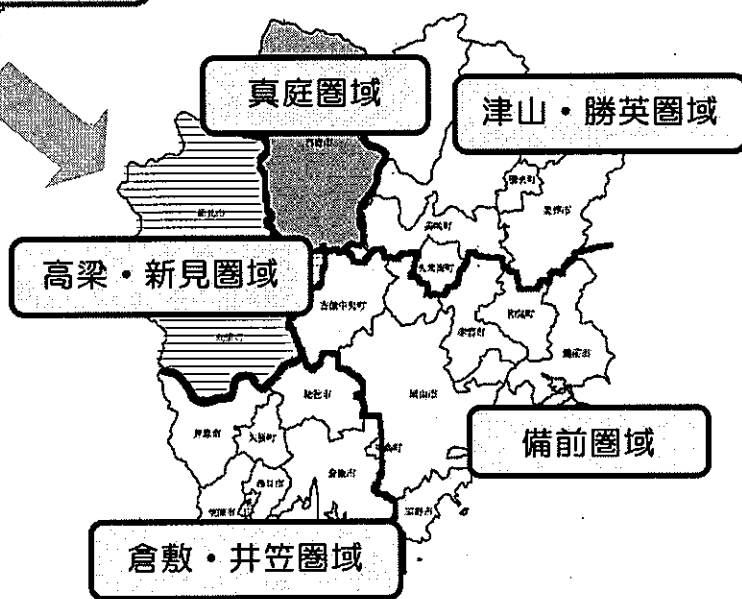
一方、障害福祉サービス等の必要見込み量の確保を図っていくための単位である「区域」(障害者総合支援法第89条第2項第2号)については、平成27年3月に策定した第4期岡山県障害福祉計画において、入所系サービス以外の区域を、サブ圏域を含めた障害保健福祉圏域(5圏域)を基に、5区域に設定しました。

こうした状況の中で、本計画の改定にあたり、岡山県障害福祉計画の「区域」との整合性をはかるとともに、長期的にも地域に密着した障害福祉施策を推進するため、従来までのサブ圏域であった「倉敷・井笠サブ圏域」と「高梁・新見サブ圏域」、及び、「真庭サブ圏域」と「津山・勝英サブ圏域」を「圏域」とし、「備前圏域」と併せて5圏域とします。

【従来までの障害保健福祉圏域】



【改訂後の障害保健福祉圏域】



障害保健福祉圏域の改訂後も、県の障害福祉施策の実施に当たっては、地域自立支援協議会や担当者会議、各種研修の場などを活用し、圏域間の情報共有等を行い、政令市、中核市も含め各市町村と密接に連携を図りながら推進するものとします。

第2章 施策の概要

I 啓発・広報・社会参加

1 啓発・広報活動の推進

(1)「心のバリアフリー」・「福祉のまちづくり」の推進

障害のある人と障害のない人の交流等を推進し、障害の有無に関わらず同じように生活するための必要な配慮や、障害のある人への自然な手助けを行うことのできるよう「心のバリアフリー」及び「福祉のまちづくり」を推進します。

(2)様々な啓発・広報活動の推進

●様々な啓発・広報活動・あいサポート運動の推進

平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、制度の周知や差別の解消に向けて、広く県民に啓発していきます。障害者週間(12月3日～9日)等での啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組み推進し、障害のある人に対する理解や関心の推進や、障害のある人の社会参加を促進します。また、啓発活動等の一環で、あいサポート運動を紹介していきます。また、平成28年から「あいサポート運動」を創設した鳥取県と運動の推進に関する協定を締結し、あいサポーター(あいサポート運動を実践していただく方々)の養成等に取り組めます。あいサポート運動を推進していくことによって、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。

●おかやま心のバリアフリー普及・促進事業

企業・団体等を対象に、障害のある人の特性や障害者差別解消法等についての啓発を行うことで心のバリアフリーを推進し、また、障害のある人の就労に対する意識向上を図るとともに、働きやすい環境の整備と新たな職場開拓を図ります。また、啓発冊子等を活用した県民への普及啓発を推進します。

●インクルーシブな交流・分野横断的な啓発の推進

「障害のある人もない人も一緒に社会をデザインする」をコンセプトに、障害のある人もない人も一緒に参加できる交流型・分野横断型の啓発活動に取り組めます。本計画の各分野施策と一体となった啓発や交流の機会を提供し、若年層を中心とした一般県民が興味と関心を持って参加し障害のある人と交流することで、相互理解を深めるとともに、本計画の各施策を県民参加のもと推進していきます。

2 学校教育及び社会教育の充実等

(1)障害のある人への理解の促進

障害のある人が利用する視覚障害者誘導用ブロックや身体障害者補助犬、障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について、県民に対する周知・情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図ります。

県民に対して、主な障害特性の知識や、配慮すべき対応事例等について普及啓発を行います。

す。また、障害が多様化、重複化している中で、障害のある人の実情に配慮して対応していくことが大切であることも周知していきます。

(2) 学校教育及び社会教育の充実

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流活動及び共同学習を一層進めることで、障害のある人に対する理解の促進と適切な対応に努めます。また、学校等においては、**障害及び**障害のある人**に**と関わる取組を通して、思いやりや助け合いの心を持った児童・生徒の育成に努めます。また、地域社会における障害のある人への理解を促進するため、福祉施設、教育機関等と地域住民や地域団体等との日常的交流の拡大を図ります。

3 ボランティア活動等の推進

(1) 学生等のボランティア活動の推進

●小中学校でのボランティア活動推進

主に学校においてボランティア活動の充実を図り、豊かな人間性や思いやりの心、規範意識等を育みます。一方で、地域の方々と連携したボランティア活動に参加し、地域に根ざした取組を進めることで、地域や社会に積極的に貢献しようとする態度の育成を図ります。

●高等学校でのボランティア活動推進

高等学校においては、教育活動や課外活動等を通して、学校内外におけるボランティア活動を進め、**障害や**障害のある人と関わることで思いやり・助け合いの心の輪を広げ、地域社会に積極的に貢献しようとする心と豊かな人間性を育みます。また、県立高等学校等での社会貢献活動の一環で、障害のある人を支援するボランティア活動の機会の提供や啓発推進に努めます。

●大学生等の青少年ボランティア活動の推進

若い学生に情報を伝えやすいホームページやフェイスブック等のSNSを活用して、ボランティアや福祉に関する情報を提供するとともに、障害や障害のある人の理解や関心への啓発活動と一体となって、ボランティア活動への参加の促進に努めます。また、学校を越えたボランティア活動への参加推進を図ります。

(2) ボランティア活動の推進・人材育成等

- 障害のある人を支える各種ボランティア活動を実施し、いきいきと活動しながら共生の社会づくりを進める多参画社会の形成を目指します。
- 岡山県ボランティア・NPO活動支援センターを運営し、県民総参加のもと、ボランティア団体、NPO法人、各種団体などが手を携えて、ボランティア活動を推進します。また、ボランティアリーダーやコーディネーター等の人材を養成するとともに、手話・要約筆記・点訳・朗読等、障害の種別や特性に応じた支援を提供できる専門ボランティアの育成を促進します。
- 県民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉施設の受入体制づくりに努めます。また、近年、企業等で実施しているCSR活動の一環で、障害のある人を支えるボランティアなど、企業や地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる気運の醸成や環境づくりを推進します。

4 障害のある人の社会参加の促進

岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、**障害のある人の暮らしと権利の障害者総合**相談事業、広報活動事業や福祉活動推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

地域でのスポーツ大会や各種イベント・レクリエーション、または特別支援学校における文化祭や地域との交流活動など、障害のある人とない人が交流する機会の拡大を図ります。

また、特別支援学校高等部等の生徒自らが製作した製品を直接販売し、職業教育等の学習成果の発表を通じて、高等部生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ生徒に対する県民や企業の理解の促進を目指します。

II 生活支援

1 相談支援体制の構築

(1) 相談支援体制の充実

○身近な場所での相談支援体制の充実

障害のある人及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実を図ります。そのため、相談支援従事者の計画的養成と資質の向上を図るとともに、相談支援アドバイザー等を市町村や地域自立支援協議会に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の支援を行います

○総合的・専門的な相談支援体制の充実・基幹相談支援センターの設置促進

福祉相談センターの充実を図るとともに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するよう市町村を支援します。

○地域自立支援協議会の適正な運営

相談支援事業所の拡充、質の向上及び医療機関、福祉団体、行政機関等関係機関の連携や協力体制を強化するため、市町村が設置する地域自立支援協議会の適切な運営を支援します。

○障害のある人の自立支援と成年後見等の促進

障害のある人が地域において福祉サービス等を適切に利用し、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、成年後見制度の適正な利用を周知・促進します。

(2) 発達障害のある人への相談支援

①発達障害のある人への支援体制の整備促進

発達障害者支援センター等において、発達障害のある人及びその家族に対し、相談支援や就労支援等を行います。

②発達障害のある人のトータルライフ支援

各保健所・支所における、専門医による発達障害の疑いのある子どもの相談の実施や、小児科医師等の研修や関係機関の連携強化等によって、早期発見、早期**療養支援**及びライフステージを通じ一貫した支援に向けた環境整備を図ります。

③発達障害のある青少年の相談支援

岡山県青少年総合相談センターにおいて、青少年の発達障害等に関する相談支援を行います。また、必要に応じて、適切な相談窓口や機関の紹介などに取り組みます。

(3) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する相談支援事業

高次脳機能障害のある人等の支援拠点機関に相談コーディネーターを配置して専門的相談や助言・指導等を行います。また、関係機関の職員に対して研修等を実施します。

(4) 難病患者への相談支援

岡山県難病相談・支援センターにおいて、関係機関の連携のもと、各種相談支援や専門研修、地域交流会等を実施するほか、就労相談、各種情報提供等に引き続き取り組みます。

障害者の範囲に難病が加わり、各種施策が障害福祉サービスに移行しましたが、対象疾病が大幅に拡大したことを踏まえ、サービスの実施主体である市町村の取組を支援します。

(5) 精神障害のある人等に対する相談支援

精神障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定の支援に配慮しつつ必要な支援等を行います。精神保健福祉センターにおいて、知識の普及・調査研究や相談指導事業及び保健所や市町村等に対する技術指導・援助を行います。また、多職種による訪問支援チームを設置し、地域生活定着のため訪問支援活動を行います。併せて、精神障害のある人、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人に関わる支援者間で、障害特性、適切な対応及び現状の課題等について情報を共有し、連携を図っていきます。

(6) ワンストップでの障害福祉サービス等の情報提供

社会福祉施設等の利用者がワンストップで情報収集できるよう、県内施設等の情報を収集したポータルサイトをウェブアクセシビリティの向上等に努めながら引き続き運営していきます。

(7) 生活安定のための各種施策の周知等

諸手当、減免措置等の受給資格を有する障害のある人が、制度の不知・無理解により、受給機会を逃すことのないよう、各種制度の周知に取り組みます。

2 在宅サービス等の充実・地域移行の推進

●各種障害福祉サービスの充実

障害のある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害のある人に対して居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図り、地域移行を推進します。

また、重症心身障害児者が安心して生活できるよう、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、地域バランスのとれた医療型短期入所の整備・充実を進めます。

●地域生活支援事業の推進

市町村が事業主体となって、相談支援事業、移動支援事業など地域の実情に応じて必要な事業を行います。発達障害者支援センターの運営や各種養成研修事業など、専門性の高い相談支援や人材育成等の広域的な見地からの支援事業については、県が事業主体となって行います。

●地域移行の推進・障害者支援施設の入居者の生活の質向上等

障害のある人の円滑な地域移行(グループホームや一般住宅等への移行)を促進するため、自立訓練サービス等が適切に提供されるよう必要な支援等を行うとともに、関係者のネットワークの充実を図るほか、手話通訳者等のボランティア人材養成、グループホーム等の居住の場の整備等、地域生活を支える基盤の充実を図ります。

また、障害のある人等移動に制約のある人の外出手段の整備を図るため、NPO等非営利法人による福祉移送サービスを普及するとともに、運送者相互のネットワーク形成を支援していきます。

●精神障害のある人の地域移行の推進

適正な精神医療の確保と精神障害のある人の自立・社会参加の促進を図ります。精神保健福祉センター及び保健所等関係機関の連携のもと、精神科病院からの退院及び地域移行を促進するとともに、地域における精神科医療連携体制と生活支援体制の充実を図ります。

●高齢の障害のある人に対する支援

高齢の障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、市町村や地域自立支援協議会、地域包括支援センターなど障害福祉・介護の関係機関の連携に努めます。地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取組を支援するとともに、介護サービス基盤の整備と介護人材の確保を図ります。また、障害福祉と介護の両面を担う人材育成等に努めます。

3 サービスの質の向上

●福祉サービス第三者評価事業・苦情の解決

第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業者の提供するサービスの質を評価し、その評価結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。また、「運営適正化委員会(苦情解決合議体)」を設置し、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決します。

●障害福祉サービスの提供体制の整備等

障害福祉サービス等の提供を、岡山県障害福祉計画の策定・推進により計画的に推進していきます。また、地域自立支援協議会への助言や市町村への適切な支援、介護人材の確保等により、利用ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

また、障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、必要な支援等を行います。難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な事務が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。

4 障害児支援の充実

●子ども・子育て支援法等を主軸とする障害児支援の充実等

障害児やその家族を含め、全ての子どもや家庭を対象として、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。また、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

家庭とあわせて、地域、学校、企業等、社会全体で障害児を支える中で、障害児が健やかに育つ地域・社会づくりに向けた環境整備や支援を推進します。

●相談体制機能の充実・幼児期の学校教育・保育の拡充等

保護者や子ども自身が障害の有無に関わらず、必要に応じて気軽に相談できる相談体制の整備充実を進めます。また、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供・量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における支援の充実を図ります。放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成にも努めます。

●受入体制・幼稚園等における特別支援教育体制の整備等

障害児を受け入れる保育所等のバリアフリー化や、障害児保育を担当する保育士等の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所等での受入れを促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育支援員の配置等を推進します。

●障害児に対する様々な支援等

児童福祉法に基づき、障害児の発達段階に応じて、指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス等による適切な支援を提供します。また、障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

●障害児虐待防止対策の充実

児童虐待防止法及び障害者虐待防止法等に基づき、市町村、労働局等の関係機関と連携しながら、障害児の虐待防止を図ります。障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センターによる虐待防止と併せて、発生予防からアフターケアまで切れ目のない支援を行います。

5 人材の育成・確保

必要なサービス量が充足されることを目指し、様々な人材の養成確保を進めていきます。

●福祉専門職、医学的リハビリテーションの養成・確保等

社会福祉士等の福祉専門職の養成及び確保に努めるとともに、理学療法士、作業療法士等の医学的リハビリテーションに従事する専門的技術及び知識を有する人材の確保を図ります。

●障害福祉サービス・相談支援の提供者、指導者等の養成等

障害福祉サービス及び相談支援の提供者及び指導者を養成します。障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関のネットワーク形成等を推進し、身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

6 福祉用具等の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

産学官民の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、障害のある人等のニーズを踏まえた使いやすい福祉用具等の開発と普及を支援するとともに、補装具の購入又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

また、身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の育成及び身体障害者補助犬を**使用同伴**する身体障害のある人の施設等の利用円滑化を図ります。

Ⅲ 生活環境

1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

●福祉のまちづくりの総合的な推進

「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを一層推進します。また、障害者差別解消法の施行に伴い、ルール・慣行の柔軟な変更等の合理的配慮について、積極的な理解と協力を呼びかけ推進していきます。併せて、「あいサポート運動」を推進していくことによって、県民の中で、「ちょっとした手助け」によって人が人を支える意識を継続的に醸成していきます。

●道路等のバリアフリー化及び交通対策の推進

誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善、主要生活関連経路での幅広い歩道の整備等、岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法等に基づき、障害のある人等にやさしい道路等のバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響式信号機、歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行う高齢者等感応化装置等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備により交通対策を推進します。

●都市公園等のまちづくりの推進

都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のため岡山県福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づく基準により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害のある人等が利用可能な通路やトイレの設置等を進めます。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進めます。

●ユニバーサルデザインの普及

県民にユニバーサルデザイン(UD)の考え方をより一層、理解・定着してもらうために、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施によりユニバーサルデザインの学びの場と機会を提供します。また、IT分野におけるユニバーサルデザインの推進も図ります。

2 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化

●公営住宅等のバリアフリー化等の推進

本県の公営住宅については、「岡山県住生活基本計画」に基づき、今後もバリアフリー化を積極的に推進していきます。公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害のある人向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。また、公営住宅等での障害のある人に対する優先入居の実施、入居における抽選の優遇や単身入居を可能とするための取組も推進していきます。

●民間住宅等への円滑な入居の推進・バリアフリー改修の促進等

岡山県居住支援協議会と連携した相談体制の整備等によって、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。また、増改築のための生活福祉資金の貸付を行うとともに、精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保証制度の活用を促進するとともに、家賃保証料の一部を助成するなど支援します。また、バリアフリー改修等を促進するとともに、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する市町村の取組に対して支援していきます。

●グループホーム等の整備促進、防火安全体制

日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備及び利用の促進を図ります。また、入居する人が安心して生活できるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法、消防法の基準に適合させるための支援等を実施することにより、防火安全体制の強化を図ります。

3 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化の推進等

●公共交通機関や関係施設のバリアフリー化等の推進

障害のある人等が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入・運行を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化や、公共交通機関の旅客施設及び車両内等において、障害特性に配慮した案内表示等を充実していきます。

●福祉移送支援・福祉車両の普及・移動支援等

障害のある人等の外出手段の整備を図るため、NPO等非営利法人による福祉移送サービスを普及するとともに、運送者相互のネットワーク形成をより一層支援していきます。また、移動に著しい制限がある障害のある人に対して、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

4 公共的施設等のバリアフリー化の推進

●公共的施設のバリアフリー化の推進

岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法で定められる公共的施設において、建築主、設置者等に対する基準の遵守が図られるように、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を積極的に進めます。

●県有施設のバリアフリー化の推進等

県有施設を新設する場合は、岡山県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法の整備基準を遵守し、障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。既存施設については、重要度・緊急度の高いものからバリアフリー化を図ります。また、県事業を対象にバリアフリー相談検討会を開催します。

IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等

1 特別支援教育推進のための取組

●インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行ないます。

●障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供・多様な学びの場の充実

一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、可能な限り合意形成を図った上で合理的配慮を決定し、提供されることが望ましいことを周知します。また、障害のある人とない人が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、その時点でのニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小・中学校の通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。

●特別支援学校の教育の充実と教育体制の整備

①一人一人の教育的ニーズに対応した学校づくり

- ・専門的な教育をできる限り身近な地域で受けられる体制整備。
- ・知的障害特別支援学校の児童生徒増加に対応した学校設置等。
- ・就労による社会自立を目指した専門的な教育を実施する特別支援学校の設置等。
- ・医療的ケア実施体制等の整備。

②教員の専門性の向上

- ・特別支援学校教諭免許状保有率の向上及び自立活動の指導等に関する専門性の向上。
- ・発達障害を含む様々な障害種に対応できる指導力の向上。

③センター的機能の充実

- ・地域における教育と福祉の連携（一貫した支援の継続）。
- ・県総合教育センターと特別支援学校との連携・協力体制の整備。
- ・センター的機能の充実と校内支援体制の整備。

④高等部教育の充実

- ・中学校等からの「個別の教育支援計画」等による引継ぎの充実。
- ・キャリア教育の視点を踏まえ卒業後のQOL(生活の質)向上につながる教育内容等の充実や、就労による社会自立に向けた教育課程の改善と企業等との連携・協力。
- ・重度の障害のある生徒の移行支援と進路先の保障。

●就学前、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

①就学前における支援の充実

- ・早期支援のための関係機関との連携、幼稚園等教職員の特別支援教育に関する専門性向上。
- ・適切な就学に向けた支援の充実、就学前後における関係機関連携強化事業及び就学前からの支援の継続・学校園間の連携。

②小・中学校における特別支援教育の充実

- ・校内支援体制の機能化、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりと学級づくり。
- ・特別支援学級の自立活動の計画的な取組と指導内容の充実。
- ・交流及び共同学習・通級指導教育の充実。
- ・中学校区等における学校間連携の促進・強化。
- ・特別支援教育支援員や地域人材等の効果的な活用。

③高等学校における特別支援教育の充実

- ・特別な支援を必要とする生徒に対する理解の促進。
- ・各学校の実情に応じた機能しやすい支援体制づくり。
- ・中学校からの情報を引き継ぐ仕組みづくり。
- ・特別な支援を必要とする生徒に対する指導等の充実。

●発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもの支援のため、関係機関が連携して総合的な相談や障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、学校においては、教員の専門性や校内の体制整備を行い、特別支援教育を推進します。また、各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るとともに、発達障害のある子どもやその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行います。

●障害のある児童生徒の就労支援の充実

特別支援学校卒業生の就労移行等を支援するため、「岡山県就労・生活支援研究協議会」を継続的に実施し、企業団体との協力関係を構築するとともに、就労支援コーディネーターを活用した職場開拓、実習の充実を図ります。また、ジョブ支援員を活用して中学部からの職場体験を実施していきます。さらに、「岡山の就労応援団」を構築し、中学部における実習や地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう取り組んでいきます。

●ICT等を活用した教育支援機器の充実、及び指導方法の研究・普及等

障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）を活用した分かりやすい授業等の実施に努めます。

また、障害のある児童生徒への支援に関する先進的な事例の収集を行うとともに、障害のある児童生徒に対する指導方法に関する調査・研究を推進し、事例や研究成果の普及を図ります。

2 教育環境の整備等

○障害の有無に関わらない生涯学習活動を促進します。また、地域の障害のある子どももない子どもも、同じように地域ぐるみで居場所をつくり育む仕組みづくりを推進します。

○障害のある生徒の高等学校への進学に対応するため、個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。

○災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの整備を計画的に進めていくとともに、必要なバリアフリー化の整備を推進していきます。

3 大学等における障害のある学生への支援

○コミュニケーション等の合理的配慮・施設のバリアフリー化等を要請します。

○大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を要請します。

○配慮内容・バリアフリー化等の情報公開の促進、及び支援体制の整備等を要請します。

4 障害のある人の文化芸術活動の推進

●障害者アート等文化芸術活動の推進

障害のある人の作品展など文化芸術に関する体験や発表の場、芸術作品の観賞の場の充実を図るとともに、障害の有無に関わらず、障害者アート等文化芸術活動を通して一緒に楽しめる環境づくりの推進にも努めていきます。

●文化施設での字幕・音声案内サービスの提供等

博物館、美術館等における文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声案内サービスの提供等、障害のある人のニーズに応じた工夫・配慮が提供されるように努めます。

5 障害者スポーツの振興

◆障害者スポーツの普及等

岡山県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及を図るとともに、これまでスポーツに参加する機会が少なかった人もスポーツ活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。

◆パラリンピック等におけるアスリートの育成強化

また、パラリンピック等への参加支援等スポーツにおける障害のある人の国内外の交流を支援し、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成を支援します。

◆障害のある人とない人のスポーツによるふれあい・交流の促進

子どもから高齢者、障害のある人を含めて、それぞれの特性に応じて主体的にスポーツ活動に参加できる環境づくりを推進します。

◆障害者スポーツの指導者の養成・ボランティア活動の推進等

専門的な知識や指導技術を有した障害者スポーツの指導者を養成するとともに、ボランティア活動への参加を推進します。また、スポーツやレクリエーションを楽しむための環境整備に努めます。

6 障害のある人等の国際交流の推進

国際交流団体が行う各種活動等を通して、諸外国における障害のある人を取り巻く状況や諸福祉施策等の情報交換等を通して、ネットワークの構築等に努めます。また、スペシャルオリンピックスへの参加等、民間団体等が行う障害者スポーツを通じた国際交流の取組を支援します。

V 雇用・就業、経済的自立の支援

1 障害のある人の雇用の推進

- 平成25年度に障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられており、障害のある人がその適性や能力に応じて働くことができるよう、引き続き雇用の促進を図ります。
- 平成25年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、精神障害者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されたことも踏まえ、精神障害のある人の雇用の促進のため、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知の取組を充実させます。

2 総合的な就労支援

(1) 障害者就業・生活支援センターによる就労支援

障害のある人が身近な地域で、就業及びこれに伴う日常生活等の相談・支援が受けられるよう障害者就業・生活支援センターを広く周知し、就業を希望する障害のある人の要望にきめ細かく対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を実施します。

また、同センターによる支援体制を強化するため、障害保健福祉圏域の3圏域から5圏域への見直しに対応し、現在の3センター(岡山・倉敷・津山)に加えて、高梁・新見地域及び真庭地域への設置を検討します。

(2) 雇用・保健福祉・教育等の関係機関の連携

障害者就業・生活支援センター、地域自立支援協議会や岡山労働局等が一体となって、雇用、保健福祉、教育等関係機関の連携を推進することによって、障害のある人の就業面及び生活面からの一体的な相談支援を行うとともに、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施します。

(3) 障害のある人の在宅就労・IT利用等の促進

短時間労働や在宅就業、自営業など障害のある人が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術(ICT)を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとられない働き方を推進します。

(4) 就業機会の拡大と雇用の促進

障害のある人の就業機会の拡大と雇用の促進を図るため、岡山労働局と連携して就職面接会等の開催を行うとともに、障害者雇用を検討している中小事業者に対する助言・相談等を行います。また、障害のある人を雇用するための環境整備等の相談、関連する各種助成金制度等、障害者雇用に関するノウハウの提供等を岡山労働局等関係機関と連携して行います。

(5) 職業訓練・職業能力の開発

県立高等技術専門学校等の職業能力開発施設において障害のある人向けの職業訓練を実施するほか、民間教育訓練機関等の訓練委託先を活用し、障害のある人の身近な地域において障害のある人の状況に応じた多様な委託訓練を実施します。

(6) 学校現場等での職業指導等の充実

障害のある人の円滑な就労移行等を支援するため、教育・福祉・労働等の連携により、進路指導、職場開拓、産業現場等における実習の充実等を図ります。併せて、生徒一人ひとりの卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めるため、QOL(生活の質)の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

3 一般就労への移行推進

就労移行支援事業所において、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。また、就労継続支援(A型・B型)事業所において、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

こうした就労系サービスからの一般就労が促進されるよう、障害者就業・生活支援センターと連携した就労アセスメントの実施等による支援を進めます。あわせて、相談支援事業所等の関係機関がアセスメントの情報を共有し、障害のある人が最も適した「働く場」に円滑に移行できるよう継続的な支援に努めます。また、積極的な企業での実習(施設外支援)や求職活動の支援の推進を岡山労働局等関係機関と連携して行います。

4 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

(1) 精神障害(発達障害含む)のある人及び難病患者の就労支援

精神障害や発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。また、るため、障害に関する事業主等の理解を促進し、精神障害等のある人の雇用拡大を図るとともに、就労支援機関が医療機関と連携を図りつつ、就労の定着を促進します。

難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、公共職業安定所等関係機関やハローワーク岡山に配置の難病患者就職サポーターとも連携を図りながら、きめ細やかな相談・援助、情報の提供を行います。

(2) 農業分野における障害者就労、就労訓練の推進

農業分野における障害のある人の就労の促進又は就労訓練を推進するため、「農福連携」により、農業法人等の農業関係者や福祉関係者等に対する情報の提供とニーズの把握や、中国四国農政局を中心とした関係者のネットワーク等を通じて、農業分野での就労を推進します。

5 福祉的就労の底上げ工賃向上等及び障害者優先調達等の推進

県では「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」(県工賃向上計画)を策定し、一般就労が困難な人が利用する就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上支援及び障害者優先調達の継続的な推進に加え、福祉的就労から一般就労への移行促進を含めて、障害のある人の就労を通じた所得向上に総合的に取り組みます。

また、工賃向上を進める上で、官公需の拡大が効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定した上で、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を引き続き推進していきます。

6 経済的自立の支援

諸手当、減免措置等の受給資格を有する障害のある人が、制度の不知・無理解により、受給機会を逃すことのないよう、各種制度の周知に取り組みます。

VI 保健・医療

1 保健・医療の充実等

●地域医療体制の充実等

- 障害のある人が身近な地域に必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の整備を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。機能回復訓練から、ADLの向上、社会参加の実現に至る一貫したサービスの提供ができるリハビリテーション体制等の整備に努めます。
- 中核病院と地域の診療所などとの適切な役割分担によって、脳卒中、糖尿病、5大がん、心筋梗塞の発病時の急性期治療から在宅での療養まで、地域連携クリティカルパスの活用等により切れ目のない医療を提供する体制の構築を進めます。

- 難病患者の身近な入院施設及び相談体制の確保のため、二次保健医療圏(5圏域)に指定している拠点病院・協力病院とともに、レスパイト事業において準協力病院の指定を増やすなど、難病医療ネットワークの充実を図ります。
- 例えば障害があっても可能な限り、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療と介護が受けられるようにするため、在宅医療と介護の連携を推進する体制整備を図っていきます。

●重症心身障害児者とその家族の支援

医療的ニーズの高い重症心身障害児者が安心して生活できるよう、在宅で介護を行う家族の負担軽減を図るため、地域バランスのとれた医療型短期入所の整備・充実を進めます。

●医療費等の助成

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)、心身障害者医療費公費負担制度、指定難病に係る特定医療、特定疾患治療研究事業などの公費負担制度の普及を推進します。

●福祉サービスと保健サービスの提供体制の充実

障害のある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。また、障害に起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障害及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。

●障害のある人の歯科疾患の予防等・歯科専門職の育成等

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職を育成するための取組を促進します。

2 精神保健・医療の提供等

●精神障害のある人の地域移行の推進・社会資源の整備

精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害のある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進します。

ア 専門診療科以外の診療科、保健所等、健診の実施機関等と専門診療科との連携を促進するとともに、様々な救急ニーズに対応できる精神科救急医療システムを確立します。

イ 精神科デイケアの充実や、外来医療、多職種による訪問支援活動の充実を図ります。

ウ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の提供体制の整備を図ります。また、精神障害のある人の地域移行の取組を担う精神科医、看護職員等について、人材育成や連携体制の構築等を図ります。

●精神障害のある人等に対する相談体制の構築・人権の確保等

学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、県民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。また、精神医療審査会や、実地指導・実地審査等により、人権に配慮した適切な医療の提供と入院環境の確保を推進します。

3 保健・医療人材の育成・確保

●医師・看護職員等の確保・養成

○地域に必要な医師・看護職員等の育成と確保を図ります。地域医療実習など教育の充実により、県北部を中心に地域で診療に従事する医師の確保を推進します。また、職場定着や普及啓発等の取組により、看護職員確保に取り組めます。

○地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。

●保健所、保健センター等の職員の資質の向上等

地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。

●在宅医療と介護を支える人材の育成

今後、増えていく在宅医療や介護などのニーズに対応するためには、在宅医療と介護に従事する様々な職種の役割や専門性について十分に理解した上で、関係職種と協働する人材の育成が不可欠です。このため、多職種に対する研修会を開催します。

4 難病に関する施策の推進

●難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。また、難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

●難病相談・支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。

●筋萎縮性側索硬化症患者等のうち、特に人工呼吸器を使用している患者の在宅療養については、医療保険の枠を超える訪問看護費について公費で負担し在宅療養を支援します。

●難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図ります。

5 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・治療

(1) 疾病・障害等の早期発見・治療・療養の早期推進等

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の確保とともに、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障害の早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保を図ります。

また、発達障害の早期発見や適切な支援のための体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域において、発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。

(2) 母子保健の推進

国の「健やか親子21(第2次)」に基づき策定した岡山県母子保健計画を推進し、より質の高い母子保健サービス提供体制を構築します。

(3) 精神障害の早期発見・早期治療・心の健康づくり

関係機関の連携による心の健康に関する相談・カウンセリング等の機会の充実、ひきこもりの予防や本人及び家族への支援により、心の健康づくり対策を推進します。また、心の健康づくりに関する知識の普及、啓発とともに、精神疾患の早期発見の機会の確保・充実を図ります。

(4) 子どもの心のケア・健康づくりの推進

発達障害等様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケア等に対応するため、診療拠点病院を整備し、拠点病院を中心とした保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。また、学校教育を通して、不登校対策やいじめ問題など、思春期にある子どもの心のケアや、健康・体力づくりを推進します。

(5) 健康づくりの推進

糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防のため、生活習慣の改善による健康づくり施策を推進します。そのため、全ての県民が健康で生きる喜びを感じられる長寿社会の実現を基本理念とした「第2次健康おかやま21」に基づき、各種事業に取り組みます。

(6) 医療機関及び在宅医療、保健サービス等の提供体制の充実

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供体制の確保、保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及び連携を促進します。

(7) 救急、急性期医療等の提供体制の確保等

外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の確保及び関係機関の連携を促進します。

VII 情報アクセシビリティ

1 情報通信における情報アクセシビリティの向上

(1) 通信環境整備等による情報バリアフリー化の推進

岡山情報ハイウェイ等の高速ネットワーク網や、公衆無線 LAN サービス「おかやまモバイル SPOT」を活用するとともに、障害のある人を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくするウェブアクセシビリティ※に配慮しながら、時間・距離に制約されない交流を促進します。

※「アクセシビリティ」

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

※「ウェブアクセシビリティ」

障害のある人や高齢者を含む誰もが、ウェブで提供されている情報を利用しやすくすることをいいます。

(2) 情報通信機器及びサービス等の情報アクセシビリティの向上

県における情報通信機器及びサービス等(県ホームページに関するサービスやシステム等)の調達・開発は、障害のある人に配慮した情報アクセシビリティの向上を推進し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて、引き続き実施します。

(3) 障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大

「障害者ITサポートセンターおかやま」の運営の充実等により、障害のある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。

2 情報提供の充実等

●岡山県視覚障害者センター・岡山県聴覚障害者センターの運営等

岡山県視覚障害者センターにおいて、視覚障害のある人を支援するため、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字図書の貸し出し等を行い、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実を図ります。

岡山県聴覚障害者センターにおいて、聴覚障害のある人への情報提供の充実を図り、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作・貸出、情報機器の貸出等コミュニケーション支援、相談事業、手話通訳者及び要約筆記者の養成及び派遣のためのコーディネート等を行っていきます。

●県内施設のバリアフリー情報の提供等

県内施設のバリアフリー情報を集約し、ホームページ等により継続的に情報提供します。

3 意思疎通支援の充実

●コミュニケーション支援の人材育成・確保

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行うとともに、養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実します。また、市町村が実施する手話奉仕員養成事業の実施率の向上を図り、意思疎通支援者の拡大を図ります。

●情報コミュニケーション支援機器の普及・周知等

障害のある人の情報取得やコミュニケーションを支援する機器等の普及を図り、情報のバリアフリー化を推進します。また、意思疎通の手段として絵記号等の普及を図ります。

4 行政情報のバリアフリー化

(1) 行政情報の電子的提供におけるウェブアクセシビリティの向上

障害のある人等の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組み、県ホームページづくり等にあたって、ウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進します。

(2) 知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供の検討

障害のある人や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障害のある人等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

(3) 県関係施設や情報のバリアフリー化

意思疎通支援等の充実・普及を図り、情報のバリアフリー化を推進します。また、視覚障害のある人へ行政情報を提供するため、「点字広報おかやま」を、引き続き発行します。

Ⅷ 安全・安心

1 防災対策の推進

(1) 災害に強い地域づくりの推進

国、県、市町村、指定公共機関等が、岡山県地域防災計画で定めた果たすべき各役割を的確に実施するとともに、相互に密接な連携を図ります。併せて、県及び市町村が連携し、住民への防災知識の普及や地域住民や事業者等が相互に連携、協力して行う自主防災組織活動を促進し、一体となって地域防災力の向上を図ります。

●地域防災計画等の作成・防災訓練の実施

地域防災計画を必要に応じて適宜見直し、障害のある人等にも配慮した計画づくりに努めます。また、適切な防災訓練の実施を促進し、被災時の安全の確保を図ります。

●福祉避難所の指定促進

今後発生が想定される大規模地震や、台風などの風水害による被災に対して、市町村において、予め十分な福祉避難所を確保しておくよう、の指定箇所数の増加や施設・設備の拡充、住民への周知等のをあらかじめ十分行っておくよう市町村への働きかけに努めます。

●難病患者等の支援、防災意識の高揚

緊急時(災害時)には、「難病患者等の行動・支援マニュアル」に基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した緊急医療支援手帳を難病患者に配布することで、防災意識の高揚を図ります。

●災害に強いIT基盤の構築

東日本大震災等を踏まえ、災害時の「ライフライン」となる情報通信ネットワーク、システムなどIT基盤の災害対策を進めます。

(2) ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策

要配慮者関連施設(避難に手助けが必要な障害のある人等が利用する施設)が土砂災害のおそれのある箇所に立地している場合において、ハード・ソフト一体となった対策を推進します。

- 土砂災害のおそれのある箇所のうち、緊急性の高い箇所から、砂防、地すべり対策、急傾斜崩壊対策事業等のハード対策を順次推進整備します。また、ホームページで土砂災害危険箇所・警戒区域等を公表し、市町村に対し、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう働きかけます。
- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発令し、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク等を活用して情報提供を行うとともに、地域の詳細な土砂災害発生の危険度を、地図上に着色表示で通知し、早期避難や防災関係機関の危機管理体制強化を支援します。

(3) 障害特性に配慮した情報伝達の体制整備

① 障害特性に配慮した情報伝達

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害のある人等に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障害特性等に配慮した情報伝達や、情報伝達の多重化等の体制整備を促進します。なお、必要とされる情報伝達の方法等は、障害の特性・程度等によって様々であることに留意します。特に、視覚障害のある人や聴覚障害のある人等は情報の取得や意思疎通が制限されるため配慮が必要です。

②IT等を活用した防災・減災対策

行動の制約を伴う障害のある人等要配慮者に対して、IT技術等を活用して、迅速かつ正確に情報伝達が行われるよう、効率性や視認性を確保した各種取組を行います。また、ファックスや Eメール等による通報体制整備や利用促進等を図ります。

(4) 災害時における要配慮者等の安全確保

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用と関係者の情報共有により、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう市町村に働きかけます。さらに、個別の避難支援計画の作成についても、市町村に対し、視覚障害のある人等、移動に著しい困難を有する人への安全に配慮した避難行動の支援や、避難行動支援等に対する地域における共助力の向上が図られるよう働きかけます。

(5) 福祉避難所の確保・バリアフリー化の推進・必要な物資の確保等

福祉避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が、必要な物資を含め、支援を得ることができるよう、市町村における必要な体制整備を支援します。また、必要となる物資・器財の確保のための支援を行い、体制整備の充実を図ります。市町村が要配慮者等の受入体制の充実を図ることで、災害発生時に福祉避難所を適切に開設・運営できるよう体制づくりを進めるよう働きかけます。

(6) 障害者支援施設・医療機関等における災害対策の推進、ネットワークの形成

災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(7) ボランティアの確保・養成等

災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社等との連携を図ります。また、専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修や登録を行います。また、市町村と協力して、防災知識の普及啓発を行います。

(8) 東日本大震災からの復興支援等

東日本大震災からの復興が長期化する中で、心のケアなど息の長い支援が必要となっています。東北の現状や各種ボランティア情報の提供などによって、被災地の「心の復興」支援に努めます。

2 防犯・交通安全対策の推進

(1) 犯罪被害防止に向けた取組

- くらしの安全 Web Map やスマートフォン・アプリ「くらしの安全音声 Navi」等のあらゆる媒体を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、犯罪被害防止啓発を行うなど支援体制を強化します。
- 聴覚・言語障害のある人等の事件・事故発生時の110番通報を目的に、「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。

(2) 安全・安心のまちづくり

「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、市町村、関係団体、事業者等及び障害のある人も含めたすべての県民との連携協働により、安全・安心なまちづくりを推進します。

(3) 交通安全対策

高齢社会の進展に伴い、障害のある人や高齢者も含めた県民の交通事故を防止するため、周囲環境の安全対策を図り、交通安全意識の高揚と保護・誘導啓発活動の推進を図ります。

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

消費者被害に遭うリスクの高い障害のある人や高齢者等を地域で見守る安全安心ネットワークの構築に取り組みます。岡山県消費生活センター等におけるファックスや E メール等での消費者生活相談の受付や、相談員等の障害のある人の理解のための研修の実施等により、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。また、各種消費者教育関係講座への参加の促進等により、障害のある人等に対する消費者教育を推進します。

Ⅸ 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障害を理由とする差別の解消の推進

(1) 障害者差別解消法に基づく差別の解消の推進

障害者差別解消法及び、同法に規定される基本方針に基づき、県職員を対象とした対応要領を策定するとともに、法の趣旨等の啓発活動、相談支援体制の整備等に取り組み、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進を図ります。

(2) 雇用分野における差別の禁止等

雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障害のある人となし者との均等な機会及び待遇の確保について、岡山労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行ないます。

(3) 差別防止のための相談支援体制の整備等

障害のある人に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の整備等に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

2 権利擁護の推進

(1) 障害者虐待防止法に基づく虐待の防止・啓発

障害者虐待防止法に関する積極的な広報啓発活動や、市町村や障害者福祉施設等の職員を対象とした研修の実施等により、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

(2) 成年後見制度の利用促進等

障害のある人本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討するとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

(3) 相談窓口の設置や相談員の資質向上等

障害のある人の虐待を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。また、障害者相談員の資質向上を図るための研修会を開催し、障害のある人の権利擁護のための取組を支援します。

(4) 障害児虐待防止対策の充実

障害児の虐待については、市町村等関係機関と連携しながら、障害のある人に対する虐待防止等を促進します。「岡山県障害者権利擁護センター」、「障害者虐待防止センター」による虐待防止と併せて、子ども・子育て支援制度による防止対策の充実を図っていきます。

3 行政機関等における配慮及び障害のある人の理解促進等

(1) 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮

県における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

(2) 県における必要な研修等の実施

障害及び障害のある人に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

(3) アクセシビリティに配慮した情報提供

県における行政情報の提供等に当たっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

第3章 第3期岡山県障害者計画数値目標

数値目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
I 啓発・広報・社会参加					
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)	955施設、2,116区画	H26		H32	障害福祉課
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数	803人	H26	1,800人	H28	教育庁保健体育課
大学生災害ボランティア研修会開催大学数	7大学	H27	10大学	H32	県民生活交通課
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した生徒の割合	36.3%	H26	50.0%	H28H31	教育庁義務教育課
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した生徒の割合	73.5%	H26	80.0%	H28	教育庁義務教育課
II 生活支援					
相談支援利用者数(計画相談支援)	1403人/月	H26	1905人/月	H29	障害福祉課
相談支援利用者数(地域相談支援(地域定着支援))	194人/月	H26	302人/月	H29	障害福祉課
発達障害者支援キーパーソンの登録者数	87人	H26	300人	H28	障害福祉課
発達障害者支援体制整備事業(市町村支援体制整備事業)実施市町村数(累計)	18市町村	H26	27市町村	H32	障害福祉課
「発達障害者支援センター」の運営事業の利用者数(県地域生活支援事業)	485人	H26	500人	H32	障害福祉課
訪問系サービス利用者数	56,131時間/月	H26	75,634時間/月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数(生活介護)	71,971人日/月	H26	84,946人日/月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数(自律訓練(機能訓練))	84人日/月	H26	512人日/月	H29	障害福祉課
日中活動系サービス利用者数(生活訓練)	3,540人日/月	H26	4,146人日/月	H29	障害福祉課
短期入所サービス	2,660人日/月	H26	3,933人日/月	H29	障害福祉課
療養介護 利用者数	448人/月	H26	470人/月	H29	障害福祉課
共同生活援助(グループホーム)利用者数	1,338人/月	H26	1,829人/月	H29	障害福祉課
施設入所支援 利用者数	2,278人/月	H26	2,148人/月	H29	障害福祉課
医療的ケアを行う短期入所施設数	9施設	H26	17施設	H28	障害福祉課
自立支援拠点活動支援事業(各種講習会受講者数)	626人	H26	1,000人	H32	障害福祉課
オストメイト社会適応訓練(回数 参加者数)	12回 278人	H26	11回 275人	H32	障害福祉課
音声機能障害者発声訓練(回数 参加者数)	33回 1056人	H26	33回 1056人	H32	障害福祉課
移動支援事業者情報提供事業 ガイドヘルパー利用者数(県地域生活支援事業)	13人	H26	13人	H32	障害福祉課
地域生活移行者数(施設入所から地域移行した人の数)※1	754人	H17~H25	1,032人	H17~H29	障害福祉課
障害のある人の地域生活の支援(地域生活支援拠点等の整備)	0	H26	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ	H32H29	障害福祉課
共同生活援助(グループホーム)の整備見込量(定員数)	1,615人	H26	1,920人	H29	障害福祉課
精神科病院の入院者に占める在院患者の割合(3ヶ月未満在院患者)	22.1%	H24	25.0%	H29	健康推進課
精神科病院の入院者に占める在院患者の割合(1年未満在院患者)	40.8%	H24	45.0%	H29	健康推進課
精神科病院の入院者に占める在院患者の割合(5年未満在院患者)	70.1%	H24	75.0%	H29	健康推進課
入院中の精神障害のある人の地域生活移行・入院後1年未満平均退院率	75.7%	H24	80.0%以上	H29	健康推進課
ピアサポーター登録者数	24人	H26	40人	H29	健康推進課
児童発達支援支援・利用者数(月あたり実利用人数)	2,685人/月	H26	3,149人/月	H29	障害福祉課
医療型児童発達支援支援・利用者数(月あたり実利用人数)	28人/月	H26	55人/月	H29	障害福祉課
放課後等デイサービス・利用者数(月あたり実利用人数)	1,634人/月	H26	2,314人/月	H29	障害福祉課
保育所等訪問支援・利用者数(月あたり実利用人数)	26人/月	H26	101人/月	H29	障害福祉課
福祉型障害児入所支援・利用者数(月あたり実利用人数)	140人/月	H26	134人/月	H29	障害福祉課
医療型障害児入所支援・利用者数(月あたり実利用人数)	86人/月	H26	100人/月	H29	障害福祉課
障害児相談支援・利用者数(月あたり実利用人数)	192人/月	H26	798人/月	H29	障害福祉課
病児・病後児保育の実施箇所数	37か所	H26	60か所	H31	子ども未来課
「おかやま子育て応援宣伝企業」登録企業・事業所数	557社	H26	750社	H31	子ども未来課
おかやま地域子育て支援拠点数	173か所	H26	200か所	H31	子ども未来課
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施か所数	11か所	H26	13か所	H31	子ども未来課
放課後児童クラブ実施か所数	425か所	H26	540か所	H31	子ども未来課
ファミリー・サポート・センター実施市町村数	15市町村	H26	17市町村	H31	労働雇用政策課
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	手話4人 要約筆記29人	H26	手話5人 要約筆記10人	H32	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業(養成者数)(県地域生活支援事業)	10人	H26	11人	H32	障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	363時間	H26	400時間	H32	障害福祉課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業(派遣時間数)(県地域生活支援事業)	2006時間	H26	2400時間	H32	障害福祉課
障害支援区分認定調査員等の養成(障害支援区分認定調査員 研修)(県地域生活支援事業)	114人/年	H26	100人/年	H32	障害福祉課
障害支援区分認定調査員等の養成(市町村審査会委員 研修)(県地域生活支援事業)	21人/年	H26	30人/年	H32	障害福祉課
相談支援従事者の養成(初任者研修)(県地域生活支援事業)	233人/年	H26	200人/年	H32	障害福祉課
相談支援従事者の養成(現任研修)(県地域生活支援事業)	49人/年	H26	60人/年	H32	障害福祉課
サービス管理責任者の養成(県地域生活支援事業)	412人/年	H26	400人/年	H32	障害福祉課
強度行動障害支援者の養成(県地域生活支援事業)	40人/年	H26	50人/年	H32	障害福祉課
身体障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	170人/年	H26	200人/年	H32	障害福祉課
知的障害者相談員への研修(県地域生活支援事業)	80人/年	H26	100人/年	H32	障害福祉課
身体障害者補助犬の育成(盲導犬、介助犬、聴導犬)	0	H26	1頭	H32	障害福祉課
III 生活環境					
高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	41.3%	H25	75%	H32	住宅課
岡山県福祉のまちづくり条例による届出及び協議における整備項目適合率	49.2%	H26	60%	H32	建築指導課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(段差の解消)	96.0%	H27	100%	H32	県民生活交通課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(誘導ブロックの整備)	96.0%	H27	100%	H32	県民生活交通課
旅客施設※2)のバリアフリー化率(多目的トイレの整備)	71.0%	H27	100%	H32	県民生活交通課
低床バスのバリアフリー化率(ノンステップ・ワンステップバスの割合)	45.1%	H25	70%	H32	障害福祉課

数値目標項目	現状		目標		所管課
	現状数値	根拠年度	目標数値	目標年度	
IV 教育・スポーツ・文化芸術活動・国際交流					
特別支援学校教諭免許状を保有している公立特別支援学校教員の割合	76.1%	H26	77.0%	H29	教育庁特別支援教育課
高等部入学に際して、「個別の教育支援計画」等による引継ぎを行った入学者の割合	61.8%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
特別支援教育支援員を対象とした研修会を実施している市町村教育委員会の割合	100.0%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
特別支援学校高等部卒業生の就職率	39.5%	H26	40.0%	H28	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(幼稚園)	18.7%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(小学校)	16.2%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(中学校)	10.0%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
「個別の教育支援計画」等を作成している幼児児童生徒の割合(高等学校)	24.6%	H26	100.0%	H29	教育庁特別支援教育課
学校支援地域本部の設置等を行っている中学校区の割合	7183.0%	H25H26	100.0%	H31H28	教育庁生涯学習課
家庭教育相談員の養成	869903人	H25H26	1,000人	H31	教育庁生涯学習課
障害者スポーツ・レクリエーション教室等の開催(参加者数)	1180人/年	H26	1220人/年	H29	福祉相談センター
障害者スポーツ指導者の養成	30人/年	H26	30人/年	H32	福祉相談センター
V 雇用・就業、経済的自立の支援					
一般就労への移行(福祉施設から一般就労への移行者数)	99人/年	H24	198人/年	H29	障害福祉課
就労移行支援事業の利用者数	3,441人日/月	H26	7,017人日/月	H29	障害福祉課
就労継続支援(A型)の利用者数	44,296人日/月	H25	58,111人日/月	H29	障害福祉課
就労継続支援(B型)の利用者数	56,857人日/月	H25	69,047人日/月	H29	障害福祉課
福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所におけるチーム支援件数	77人	H25	150人	H29	障害福祉課
障害者の様態に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	1人	H25	10人	H29	障害福祉課
障害者トライアル雇用事業の開始者数	5人	H25	10人	H29	障害福祉課
職場適応援助者支援の利用者数	11人	H25	20人	H29	障害福祉課
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	21人	H25	40人	H29	障害福祉課
障害者就業・生活支援センター事業の登録者数	2194人/年	H26	3,045人/年	H29	障害福祉課
特別支援学校高等部卒業生の就職率(再掲)	39.5%	H26	40.0%	H28	教育庁特別支援教育課
就労継続支援(B型)事業所における工賃(「工賃向上計画」で定める目標工賃)	12,873円	H26	15,100円	H29	障害福祉課
VI 保健・医療					
県北医療圏における医師数	362人	H26	400人	H29	医療推進課
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数(1月当たり)	118人/月	H26	460人/月	H29	長寿社会課
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の利用者数(1月当たり)	12人/月	H26	221人/月	H29	長寿社会課
卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数	57人	H27	64人	H29	医療推進課
1歳6か月児の健康診査受診率	93.2%	H25	96%	H31	健康推進課
3歳児健康診査受診率	90.2%	H25	94%	H31	健康推進課
新生児聴覚検査の受診率	88.9%	H25	100%	H31	健康推進課
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合	97.798.0%	H26	99.4%	H31	教育庁生徒指導推進室
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合 小学校	81.7%	H26	94.7%	H31	教育庁生徒指導推進室
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合 中学校	79.8%	H26	91.5%	H31	教育庁生徒指導推進室
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5男子)	5.7%	H26	6.2%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(小5女子)	12.1%	H26	14.5%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2男子)	7.0%	H26	5.8%	H32	教育庁保健体育課
1週間の総運動時間数が60分未満の児童生徒数の割合(中2女子)	22.7%	H26	21.2%	H32	教育庁保健体育課
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修累計参加者数	533人	H26	800人	H32	健康推進課
特定健康診査実施率	38.8%	H24	70%	H29	健康推進課
特定保健指導の実施率	16.6%	H24	45%	H29	健康推進課
VII 情報アクセシビリティ					
障害者ITサポートセンター運営事業(利用者数)	938人	H26	1,000人	H32	障害福祉課
重度障害者在宅就労促進特別事業(利用者数)	17人	H26	17人	H32	障害福祉課
パソコンボランティアの派遣等(派遣数)	21件	H26	25件	H32	障害福祉課
手話通訳者設置事業(活動件数)	399件	H26	400件	H32	障害福祉課
字幕入り映像ビデオライブラリー事業(新規利用登録者数)	28人	H26	40人	H32	障害福祉課
点字による即時情報ネットワーク事業(登録者数)	62人	H26	60人	H32	障害福祉課
VIII 安全・安心					
避難行動要支援者の個別計画作成のための名簿作成市町村数	11市町村	H27	27市町村	H28	危機管理課
福祉避難所指定済み市町村数	27市町村	H27	27市町村	H28	保健福祉課
防災メールの登録件数	39,256件	H27.7.1	50,000件	H28	危機管理課
自主防災組織率	64.4%	H26	72.0%	H28	危機管理課
護岸等の整備により高潮被害が解消される防護面積及び戸数	1,169ha(11,697戸)	H26	1,940ha(20,975戸)	H28	港湾課、防災砂防課、耕地課、水産課
区域指定等により土砂災害の避難体制を整える箇所数	9,3168,125箇所	H26	12,000箇所	H28	防災砂防課
子ども110番セーフティコーン設置校数	211校	H26年度末	250校	H31年度末	くらし安全安心課
高校生地域防災ボランティアリーダー養成数(再掲)	803人	H26	1,800人	H28	教育庁保健体育課
大学生災害ボランティア研修開催大学数(再掲)	7大学	H27	10大学	H32	県民生活交通課
IX 差別の解消及び権利擁護の推進					
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度の推進(協力施設、又は区画等の数等)(再掲)	955施設 2,116区画	H26	1,200施設 2,600区画	H32	障害福祉課

※1): H17年10月から平成26年3月までの累計 目標は、これに、H29年度末時点までの移行者数(目標)を加算した数

※2) 1日当たりの平均的な利用者数3,000人以上の旅客施設(岡山県内対象駅 24駅)